



山内図書館への指定管理者制度導入案をまとめました。 p.1

お知らせ / 講演会・展示 / おはなし会 p.2~3

港北図書館発「市内の“使える”図書館を紹介します！」大倉精神文化研究所図書館 p.4

@Libミニブックリスト(13)
「あなたと家族をまもる！“防災”の知識」 p.4

ホームページ
<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/>

2009年2月号

山内図書館への指定管理者制度導入案をまとめました。

指定管理者制度は多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。

教育委員会では、平成22年度から青葉区の山内図書館に指定管理者制度を導入し、右のイメージのように図書館サービスを維持・充実させるとともに、図書館のより効果的、効果的な運営を図りたいと考えています。

山内図書館のサービス

横浜市立図書館の
現行サービス水準を
維持します。



指定管理者制度導入案のメリット

開館時間の延長
(火～金 9:30～19:00 9:30～20:30)

市立図書館の本を貸出・返却できる
図書取次サービスの取次ポイントを、
青葉台方面へ追加設定

図書館運営に市民の意見を反映する
仕組みづくり

民間のノウハウを活かした企画事業の
実施

市立図書館への指定管理者制度の導入に必要な「横浜市立図書館条例の一部を改正する条例案」が横浜市会において、現在、審議されています。

市民の皆様のご理解をお願いいたします。

* 詳細は

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/kanriunei/syousai.html>
をご覧ください。